

奈良県告示第百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、箸尾大野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十六年七月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	植村 功	北葛城郡広陵町大字大野六二一	
〃	寺田 英生	〃	三六九―三
〃	青木 憲隆	〃	五七二
〃	植村 一夫	〃	四三〇
〃	植村 恭元	〃	五八〇
〃	植村 欣史	〃	六〇九
〃	平岡 照之	〃	五九五
〃	青木 浩司	〃	六〇二
〃	青木 彰男	〃	六〇八
〃	植村 浩之	〃	一三―二
監事	平岡 忠清	〃	五七一―三
〃	平岡 清	〃	五〇五―二
〃	植村 和由	〃	六二九

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	寺田 英生	北葛城郡広陵町大字大野三六九―三	
〃	中山 正彦	〃	五九八―一
〃	青木 憲隆	〃	五七二
〃	平岡 延泰	〃	三七四
〃	植村 一夫	〃	四三〇
〃	植村 和由	〃	六二九
〃	植村 欣史	〃	六〇九
〃	平岡 照之	〃	五九五
〃	青木 彰男	〃	六〇八

” ” 監 ”

植 平 平 植
村 岡 岡 村
惠 忠 清 浩
幸 清 之

” ” ” ”

五 五 五 一
七 七 〇 三
四 一 五 一
一 三 二 二